

北本都市計画土地区画整理促進区域の変更（北本市決定）

都市計画久保土地区画整理促進区域を次のように変更する。

名 称	久保土地区画整理促進区域
位 置	北本市大字下石戸下字久保耕地、字蔵引耕地、字台原耕地、字ニツ家上耕地、字 考戸及び字蔵引の各一部 北本市大字下石戸上字下手及び字東原の各一部 北本市大字北本宿字下原の一部 北本市栄の一部
面 積	約 34.9ha
住宅市街地としての開発の方針	豊かな緑に囲まれた住宅地として良好な住環境の形成を目指し、将来の土地利用計画に応じた街区を設定し、都市計画道路や区画道路、及び街区公園等の公共施設を適宜配置することにより、より良い住宅地の整備を行う。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

平成8年に都市計画決定した約44.0haのうち、約34.9haに施行区域を縮小するものである。

除外する区域のうち、遺跡エリアはデーノタメ遺跡を国指定史跡化することで保存・活用を図り、その周辺の住宅エリアは、遺跡エリアを取り囲み自然や文化を感じることでできる優良な住環境の維持を図る。